

電子図書館運用規約

平成 16 年 7 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 本事業は、業界等が有する紙を媒体とした情報データ等を電子図書として長期に保存することにより、業界間における情報の共有と閲覧を容易化するとともに、情報量の飛躍的増大とその利用機会の拡大を促し、これらを通じて海事産業の技術革新やサービスの向上を図り、もって海事産業の振興と理解、及び地域経済の活性化と海事思想の普及・啓蒙に寄与することを目的とする。

(呼称)

第 2 条 電子図書館の呼称は、「かいこう館」とする。

(組織)

第 3 条 電子図書館は、正会員、協力会員、特別会員、賛助会員、登録会員により組織する。

(構成)

第 4 条 各会員の構成は、次のとおりとする。

(1) 正会員

(社) 関東小型船舶工業会、関東船用工業会、関東マリン事業協会

(2) 協力会員

関東運輸局

(3) 特別会員

モーターボート競走施行者(戸田競艇組合・埼玉県都市競艇組合、東京都六市競艇組合・東京都三市収益事業組合、府中市・相模湖モーターボート競走組合、青梅市・東京都四市競艇事業組合)、大手造船所(三井造船(株)、ユニバーサル造船(株)、(株)アイ・エイチ・アイ・マリンユナイテッド)

(4) 賛助会員

本規約に同意する団体又は事業者若しくは個人

(5) 登録会員

本規約に同意する団体又は事業者若しくは個人

2 賛助会員又は登録会員に加入しようとする者は、加入申請のための書面を第 5 条に規定する運営委員会事務局に提出するものとする。

3 前項の手続き終了後、運営委員会事務局は、会員証を申請者に交付するものとする。

(運営委員会)

第 5 条 本規約の適正な運用を図るため、正会員、協力会員が推薦する者から成る運営委員会を同組織に置く。

2 運営委員の変更又は追加は、運営委員会において決定する。

3 運営委員会の委員長は、運営委員の互選により選出する。

4 運営委員会の委員長は、同組織の代表を兼ねるものとする。

5 運営委員会の委員長の下には副委員長を置くことができるものとし、その任命は委員長が行う。

6 運営委員会の委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

7 運営委員会の委員長の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

8 運営委員会事務局は、(社) 関東小型船舶工業会が行う。

(会議)

第 6 条 運営委員会の委員長は、電子図書館の運営等に係る事項について、必要に応じて運営委員会を招集するものとする。

2 運営委員会の委員長は、運営委員の発議により、必要に応じて有識者を同委員会に出席させることができる。また、同委員会の下に部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 本規約に係る庶務は、運営委員会事務局が行うものとする。

(規約)

第 8 条 本規約の改正は、運営委員会において決定し、同組織に報告する。

(その他)

第 9 条 本規約に定めのない事項については、「電子図書館運用規約実施細則」に定める他、運営委員会において決定する。